

令和6年度 学校の現況

基礎資料

広島歯科技工士専門学校

令和6年5月作成

1. 学校の現況

(1) 学校法人設立認可

設 置 者	学校法人山陽女学園 理事長 石田孝樹
所 在 地	〒738-8504 広島県廿日市市佐方本町1番1号
設立認可年月日	昭和26年3月10日

(2) 学校設置認可

※当初、各種学校で認可を受ける。

学 校 名	広島歯科技工士専門学校（旧：広島歯科技術専門学校）
設置認可 年月日	学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第3項において準用する同法第4条の規定によって認可します。 昭和47年3月15日 広島県知事 永野 巖雄

(3) 歯科技工士養成所の指定

歯科技工士養成所 指定年月日	歯科技工法（昭和30年法律第168号）第14条第1号の規定により、歯科技工士養成所として指定する 昭和47年3月4日 厚生大臣 齋藤 昇
-------------------	--

(4) 医療専門課程の設置認可

※昭和51年 学校教育法の改正（専修学校の専門課程）に伴うものである。

医療専門課程 設置認可年月日	学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の8第1項の規定によって認可します 昭和52年9月22日 広島県知事 宮澤 弘
-------------------	---

(5) 修了者に対する専門士の称号の付与

専門士の称号の付与 告示年月日	専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）に基づき、文部大臣が認め告示された。 平成7年1月23日（官報 号外第10号より）
--------------------	---

(6) 職業実践専門課程の認定

文部科学大臣認定 職業実践専門課程 認定年月日	専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第百三十三号）に基づき職業実践専門課程として認定されたことを証明します 令和4年3月25日 文部科学省総合教育政策局長
-------------------------------	--

(7) 高等教育の修学支援新制度（確認大学）の確認

確認大学 対象校の確認年月日	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第7条第2項各号に掲げる要件を満たしていることを確認した。 指令学事第4748号 令和4年8月24日 広島県知事 湯崎 英彦
-------------------	---

(8) 教育訓練給付制度の講座の指定

専門実践教育訓練 講座の指定年月日	教育訓練講座について、雇用保険法第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金の専門実践教育訓練として指定する。 令和5年2月6日 厚生労働大臣 加藤 勝信
----------------------	--

(9) 沿 革 (学校法人と本校)

1928 年 (昭和 3 年)	山陽高等女学校、文部省より設立許可される
1929 年 (昭和 4 年)	山陽高等女学校 開校
1944 年 (昭和 19 年)	財団法人山陽女学園に組織変更の許可を受ける
1948 年 (昭和 23 年)	六三三制学制改革に基づき、組織を改め山陽女子高等学校に校名変更
1951 年 (昭和 26 年)	私立学校法付則第三項の規定に基づき、学校法人山陽女学園に組織変更許可
1963 年 (昭和 38 年)	山陽女子短期大学 開学
1968 年 (昭和 43 年)	山陽女子短期大学附属幼稚園 開設
1969 年 (昭和 44 年)	広島医学技術専門学校 開校
1972 年 (昭和 47 年)	広島歯科技術専門学校 開校
1977 年 (昭和 52 年)	専修学校「医療専門課程歯科技工科」の認可を受ける
1989 年 (平成元年)	現校舎が新築され旧校舎より移転
1989 年 (平成元年)	山陽看護専門学校 開校
1995 年 (平成 7 年)	広島歯科技術専門学校の課程修了者に「専門士」の称号授与の認可を受ける
2001 年 (平成 13 年)	山陽女学園中等部 開校
2004 年 (平成 16 年)	山陽女子高等学校を山陽女学園中等部・高等部に名称変更
2006 年 (平成 18 年)	広島医学技術専門学校を山陽女子短期大学臨床検査学科に移行
2020 年 (令和 2 年)	山陽女学園高等部 通信課程新設
2021 年 (令和 3 年)	山陽看護専門学校 閉校
2022 年 (令和 4 年)	「職業実践専門課程」の認定を受ける (令和 3 年度)
2022 年 (令和 4 年)	令和 4 年度入学生から入学定員を 30 人に変更
2022 年 (令和 4 年)	高等教育の修学支援新制度の対象校に認定
2023 年 (令和 5 年)	教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練) の講座指定の認定を受ける
2023 年 (令和 5 年)	学校名を広島歯科技工士専門学校に変更

(10) 学校法人山陽女学園の概要

令和6年5月1日(基本調査より)

教育機関	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)	充足率(%)
山陽女子短期大学	140	320	209	65.3
広島歯科技工士専門学校	30	60	27	45.0
山陽女学園高等部	220	660	493	74.7
山陽女学園中部	60	180	99	55.0
山陽女子短期大学 附属幼稚園	3歳22、年少20 年中30、年長33	105	79	75.2

(11) 本校の課程・学科の構成

課程名	学科名	開校年月日	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	歯科技工科	昭和47年4月23日	2年	30人	60人

(12) 専任教員の構成

教員組織				学則に規定する教員組織			
校長	教員	講師	助手	校長	教員	講師	助手
1	5	0	0	1	4人以上	若干名	—

教員の年齢別の構成							
教員数	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	平均年齢
6	0	1	2	1	0	2	52.7歳
割合(%)	0	16.7	33.3	16.7	0	33.3	

(13) 学生数及び教員数

年度	総定員	在籍数	定員 充足率(%)	常勤 教員数	非常勤 教員数
令和6年度	60	27	38.6	6	10
令和5年度	60	29	48.3	6	10
令和4年度	60	40	66.6	6	10

* 学年別学生数(入学者、留年者、退学者、休学者)

入学年	学年 別	応募 者数	受験 者数	合格 者数	入学 者数	増加			減少			在籍 者数
						留年	復学	計	留年	退学	計	
令和6年	1	20	19	19	19	1	0	1	0	0	0	20
令和5年	2	9	9	9	9	1	2	3	1	4	5	7

(備考)「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の受給者状況

*新入生4名が申請 (社会人で雇用保険を2年以上かけていた人)

専門実践教育訓練の指定施設で受講する場合、「教育訓練給付金」と「教育訓練支援給付金」の両方をハローワークから受けることができる。

*教育訓練給付金は2年間で80万円、資格を取得し、かつ修了から1年以内に被保険者として雇用されると、更に32万円が支給される。

*教育訓練支援給付金は基本手当の80%(約100万円)

(14) 卒業生の状況

① 国家試験結果

該当年度	受験者数	合格者数	合格率 (%)	全国合格率(合格者数/受験者数)
令和5年度	17	17	100	95.7% (799/835)
令和4年度	17	17	100	90.7% (820/904)
令和3年度	15	15	100	94.8% (827/872)

② 卒業生数及び就職状況

該当年度	卒業生数	就職 希望者数	就職率 (%)	病院・ 歯科医院	歯科 技工所	歯科関 連企業	進学、 その他
令和5年度	17	17	100	0	15	0	2
令和4年度	17	17	100	4	13	0	0
令和3年度	15	14	100	1	13	0	1

③ 求人状況

就業先 年度	合 計		病院・歯科医院		歯科技工所		歯科関係企業		その他	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
令和5年度	100	515	21	34	71	461	3	11	5	9
令和4年度	101	515	31	47	66	457	1	2	3	9
令和3年度	111	582	28	41	80	488	1	2	2	51

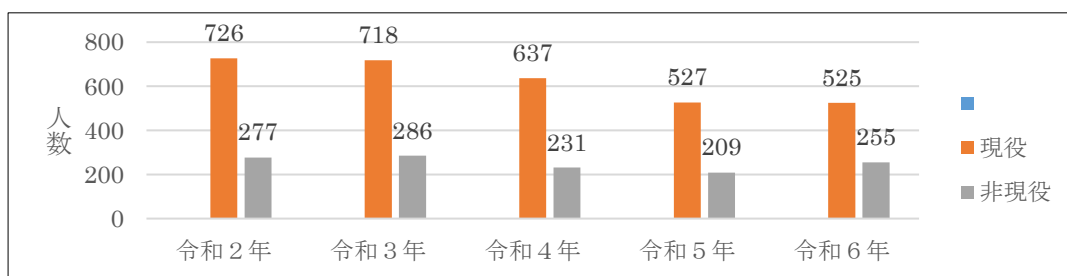
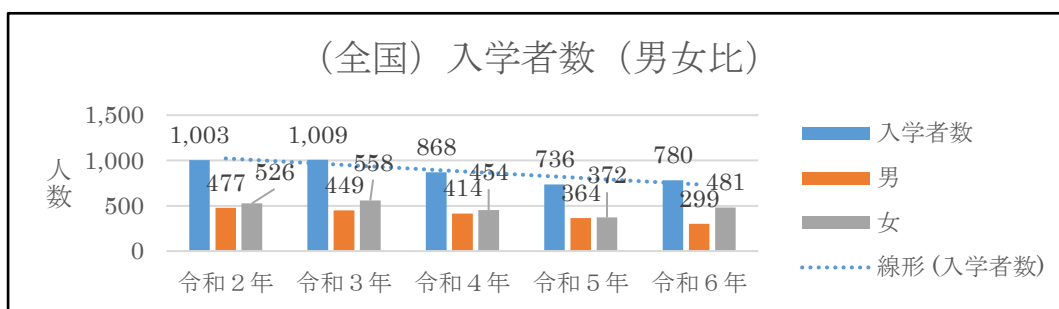
④ 地域別求人状況

	北海道 /東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
求人件数	4	33	11	19	22	6	5	100
求人数	13	135	38	144	53	64	6	515

15) その他

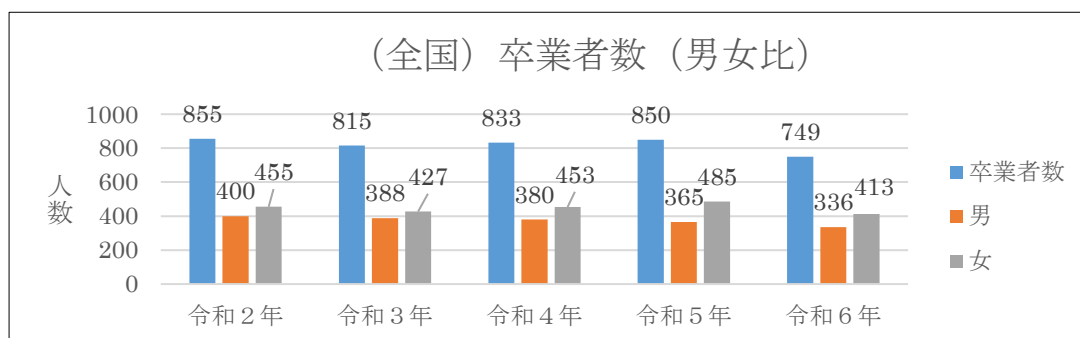
① 全国歯科技工士養成所（43施設）の入学者数（男女比、現役・非現役）

入学年	入学定員	入学者数	男	女	現役	非現役
令和6年	1,454	780	299	481	525	255
令和5年	1,512	736	364	372	527	209
令和4年	1,537	868	414	454	637	231
令和3年	1,582	1,009	449	558	718	286
令和2年	1,589	1,003	477	526	726	277



● (全国) 年別卒業生数（男女比）

入学年	卒業生数	男	女
令和6年	749	336	413
令和5年	850	365	485
令和4年	833	380	453
令和3年	815	388	427
令和2年	855	400	455



(16) 施設・設備

① 校舎各室の面積と照度

階	室 名	指定規則による 基準面積 (@)	現校舎の 面 積	照度 (ルクス)	
				最小照度	最大照度
3階	教務室	m ²	58.92 m ²	400 lx	530 lx
	図書室	20.0	24.14	400	471
	歯科理工学検査室	80.85 (2.31)	116.68	500	556
	玄関ロビー		68.98	70	150
4階	第1講義室	57.75 (1.65)	79.55	500	587
	歯科技工実習室	80.85 (2.31)	98.35	500	556
	鋳造研磨室 I	30.0	36.44	500	601
	ポーセレン室	10.0	31.18	315	500
	学生更衣室		24.48	253	400
5階	第2講義室	57.75 (1.65)	79.55	500	587
	基礎実習室	80.85 (2.31)	96.35	500	556
	鋳造研磨室 II	30.0	31.18	454	500
	器械室		36.44	300	150
	標本室		22.23	300	337
	ベンダーコーナー		21.42	70	150
	男子用トイレ		22.23	70	150
	女子用トイレ		22.23	70	150
	階段廊下		268.31	70	150
			1,136.66 m ²		

平成元年4月1日計測

(17) 教育内容

① カリキュラム

授業科目及び単位数

広島歯科技工士専門学校

R1. 7. 17

教育内容		指定規則における単位数	学 科 目 名	講義・実習の別	1 単位当たりの時間数	学年別修得単位数		
						第1学年	第2学年	合計
医療専門課程 歯科技工科 (昼間部)	基礎分野	5	外国語(英語)	講義	15	2		5
			造形美術概論	講義	15	1		
			情報リテラシー	講義	15	1		
			コミュニケーション学	講義	15	1		
	専門基礎分野	3	関係法規	講義	15		1	3
			歯科技工学概論	講義	15	2		
		7	歯の解剖学	講義	15	4		10
				実習	45	4		
			顎口腔機能学	講義	20		1	
				実習	45		1	
		7	歯科理工学	講義	15	7		10
				実習	45	3		
	専門分野	12	有床義歯技工学	講義	15	4		16
				実習	45	6	6	
		13	歯冠修復技工学	講義	15	4		15
				実習	45	5	6	
		2	矯正歯科技工学	講義	20	1		2
				実習	35	1		
		2	小児歯科技工学	講義	20	1		2
				実習	35	1		
		11	歯科技工実習	実習	45		13	13
		62	合計単位数			48	28	76

【備考】 ※全科目必修である

※単位と時間数

1) 講義・・・15時間の授業をもって1単位とする。

ただし、次に定める科目については、20時間の授業をもって1単位とする。

(顎口腔機能学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学)

2) 実習・・・45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、次に定める科目については、35時間の授業をもって1単位とする。

(矯正歯科技工学、小児歯科技工学)

② 教育目標と評価

外国語 (英語)	教育目標	1) 歯科技工士として必要な英語を修得する。 2) 歯科技工の業務が遂行できるように、適正な知識を修得する。
	成績評価	* 期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。
造形美術 概論	教育目標	1) 歯科技工士として必要な美的感覚の素地を養う。 2) 造形、色彩などについて理解を深める。
	成績評価	* 提出物の成績に、平素の成績を加味して評価する。
情報リテラシー	教育目標	1) ファイルのコピーなど Windows の基本操作ができるようにする。 2) Word を利用して文章の作成ができるようにする。 3) Excel を利用して数値の処理及びグラフの作成等ができるようにする。 4) インターネットを利用する上でのマナーを身につけ、被害にあわないこと及び自身の自覚のないままに法を犯すことのないようにする。
	成績評価	* 毎回の提出物により評価する。
コミュニケーション学	教育目標	1) 他者の意見を整理し、自分の意見を相手に伝達するために、基本的知識、技能および態度を修得する。 2) 自分を取り巻く他者により良い人間関係を築く。そのために欠かせないコミュニケーション能力を身につける。 3) 「意思伝達」「相互理解」をキーワードとして目指すが、種類や内容の個々には大切なことが含まれる。 4) 医療現場で求められる自分のスキルとして接遇マナーという形にも連動し、運用可能な自分を目指す。
	成績評価	* 授業内での積極性、小テスト、課題提出、まとめテストによる総合評価
関係法規	教育目標	1) 歯科技工士として必要な歯科技工士法等の法令を理解する。 2) 法に関する一般的な知識、衛生行政の組織と活動などを認識し、適正な解釈と適用が出来るような考察力、判断力を養う。
	成績評価	* 期末試験の成績により評価する。
歯科技工学 概論	教育目標	1) 歯科医療と歯科技工の概念を理解する。 2) 歯および口腔の機能、疾患などの概要、咀嚼系機関に関する生物学的な知識を理解する。 3) 歯科技工業務が円滑に実施できるように必要な運営管理、作業環境などについて理解する。
	成績評価	* 期末試験の成績に、平素の成績を加味して評価する。
歯科理工学	教育目標	1) 歯科技工に用いる歯科材料や機械器具の取扱いについて理解する。 2) 実習を通じ、各種の歯科材料や機械器具の選択や使用が、正しく行えるように理解を深める。 3) 歯科鑄造の理論を理解し、鑄造に関する技能を養う。
	成績評価	* 学説は、期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。 * 実技は、実習提出物とレポートの成績により評価する。
歯の解剖学	教育目標	1) 歯の形態と構造並びに歯周組織の解剖学的事項について理解する。 2) 歯の形態を理解するだけでなく、実習により歯の形態が再現できるよう、その彫塑技術を修得する。

	成績評価	*学説は、期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。 *実技は、実習物の成績に実技試験の成績を加味して評価する。
顎口腔 機能学	教育目標	1) 顎口腔系器官の機能について理解する。 2) 各種咬合器の取り扱い方法を修得する。
	成績評価	*学説は、期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。 *実技は、実習提出物の成績によって評価する。
有床義歯 技工学	教育目標	1) 有床義歯の目的及び製作に関する知識について理解する。 2) 有床義歯の製作について、生物学的な理論と理工学的な理論に基づいた実技を修得し、その専門的技術を適用できる能力を養う。
	成績評価	*学説は、期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。 *実技は、実習物の成績に実技試験の成績を加味して評価する。
歯冠修復 技工学	教育目標	1) 各種の歯冠修復物および架工義歯の目的と、製作に関する知識について理解する。 2) 歯冠修復物の製作について、理論に基づいた実技を修得し、各種の歯冠修復物及び架工義歯を製作する技術と能力を養う。
	成績評価	*学説は、期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。 *実技は、実習物の成績に実技試験の成績を加味して評価する。
矯正歯科 技工学	教育目標	1) 歯科矯正の基礎的概念と矯正治療の目的等を理解する。 2) 一般的な歯科矯正装置を製作するために必要な理論に基づいた基本的な実技を修得する。
	成績評価	*学説は、期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。 *実技は、実習物の成績により評価する。
小児歯科 技工学	教育目標	1) 小児歯科の基礎的概念と小児歯科治療の目的を理解する。 2) 一般的に使用されている乳歯の歯冠修復物および咬合誘導装置等を製作するために必要な理論と基本的な実技を修得する。
	成績評価	*学説は、期末試験の成績に平素の成績を加味して評価する。 *実技は、実習物の成績により評価する。
歯科技工 実習	教育目標	1) 歯科技工全般にわたって、反復練習により基本的技術を修得する。 2) 基礎実習の上にたった総合的な実技を修得する。
	成績評価	*実習提出物の成績に、レポート等や平素の成績を加味して評価する

2. 自己点検・自己評価委員の組織

1) 自己点検・自己評価委員会（担当者、構成員）

	氏名	職名・担当業務	
委員長	新谷 英章	学校長	
副委員長	宮田 和彦	副校長	就職担当責任者
委員	木村 卓也	教務主任	1 学年副担任
委員	杉原 睦美	専任教員	1 学年主任
委員	荒谷 康德	専任教員	2 学年主任、就職担当
委員	山崎 浩希	専任教員	2 学年副担任、就職担当
委員	中村 善雅	法人事務局長	
委員	大橋ユキエ	事務職員	

2) 組織図

